

国海安第69号の2
平成20年7月30日

社団法人日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局
安全基準課長 秋田 務



海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び
大気汚染防止検査対象設備検査心得の一部改正について

標記について、下記省令が平成20年8月1日から施行されることに伴い、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備検査心得を別添のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

記

- ・海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号）

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令 第1章 総則	海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令 第1章 総則
(定義)	(定義)
1.5 (a) (略)	1.4 (a) (略)
(b) (1) (2)	(b) (1) (2)
1.6 (a) 「油」とは、法第3条第2号及び施行規則第2条において次のとおり規定されている。 (以下略)	1.5 (a) 「油」とは、法第3条第1号及び施行規則第2条において次のとおり規定されている。 (以下略)
(f) 「特別海域」とは、一般海域以外の海域であり、次の海域をいう。(施行令別表第1の5参照) (1) 地中海海域 (2) バルティック海海域 (3) 黒海海域 (4) 南極海域 (5) 北西ヨーロッパ海域 (6) ガルフ海域 (7) 南アフリカ南部海域	(f) 「特別海域」とは、一般海域以外の海域であり、次の海域をいう。(施行令別表第1の5参照) (1) 地中海海域 (2) バルティック海海域 (3) 黒海海域 (4) 南極海域 (5) 北西ヨーロッパ海域
第2章 ビルジ等排出防止設備	第2章 ビルジ等排出防止設備
(ビルジ等排出防止設備)	(ビルジ等排出防止設備)
4.2 (a) 本項の「専ら政令別表第一の五に掲げる海域(南極海域を除く。)を航行するもの」とは、常時これら海域を航行する船舶をいい、単にこれら海域を通過する船舶は、「専ら政令別表第一の五に掲げる海域	4.2 (a) 本項の「専ら政令別表第一の五に掲げる地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域を航行する船舶」とは、常時これら海域を航行する船舶をいい、単にこれら海域を通過する

改正後	現 行																																																																								
(南極海域を除く。)を航行するものに該当しない。	船舶は、「専ら政令別表第一の五に掲げる地中海海域、バルティック海海域、黒海海域及び北西ヨーロッパ海域を航行する船舶」に該当しない。																																																																								
第9章 ふん尿等排出防止設備 (ふん尿等貯留タンク)	第9章 ふん尿等排出防止設備 (ふん尿等貯留タンク)																																																																								
40.0 (a) なお、水中翼船にあっては、(1)または(2)におけるT、t及びT'中の「1日」をそれぞれ「B.0/v(日)」と読みかえる。	40.0 (a) なお、全没水型水中翼船にあっては、(1)または(2)におけるT、t及びT'中の「1日」をそれぞれ「B.0/v(日)」と読みかえる。																																																																								
海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則 第3章 海洋汚染等防止証書等 (予備検査に係る証印及び合格証明書)	海上汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の検査等に関する規則 第3章 海洋汚染等防止証書等 (予備検査に係る証印及び合格証明書)																																																																								
33.1 (b) 地方運輸局の略符は、次の表に掲げるとおりとする。	33.1 (b) 地方運輸局の略符は、次の表に掲げるとおりとする。																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(略)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>九州</th> <th>福岡</th> <th>若松</th> <th>長崎</th> <th>佐世保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州運輸局</td> <td>(F)</td> <td>(F₁)</td> <td>(F₂)</td> <td>(F₃)</td> <td>(F₄)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>熊本</td> <td>大分</td> <td>宮崎</td> <td>鹿児島</td> <td>下関</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(F₅)</td> <td>(F₆)</td> <td>(F₇)</td> <td>(F₈)</td> <td>(F₉)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)							九州	福岡	若松	長崎	佐世保	九州運輸局	(F)	(F ₁)	(F ₂)	(F ₃)	(F ₄)		熊本	大分	宮崎	鹿児島	下関		(F ₅)	(F ₆)	(F ₇)	(F ₈)	(F ₉)	(略)						<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">(略)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>九州</th> <th>若松</th> <th>福岡</th> <th>長崎</th> <th>佐世保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州運輸局</td> <td>(M)</td> <td>(M₁)</td> <td>(M₂)</td> <td>(M₃)</td> <td>(M₄)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>熊本</td> <td>大分</td> <td>宮崎</td> <td>鹿児島</td> <td>下関</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(M₅)</td> <td>(M₆)</td> <td>(M₇)</td> <td>(M₈)</td> <td>(M₉)</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)							九州	若松	福岡	長崎	佐世保	九州運輸局	(M)	(M ₁)	(M ₂)	(M ₃)	(M ₄)		熊本	大分	宮崎	鹿児島	下関		(M ₅)	(M ₆)	(M ₇)	(M ₈)	(M ₉)	(略)					
(略)																																																																									
	九州	福岡	若松	長崎	佐世保																																																																				
九州運輸局	(F)	(F ₁)	(F ₂)	(F ₃)	(F ₄)																																																																				
	熊本	大分	宮崎	鹿児島	下関																																																																				
	(F ₅)	(F ₆)	(F ₇)	(F ₈)	(F ₉)																																																																				
(略)																																																																									
(略)																																																																									
	九州	若松	福岡	長崎	佐世保																																																																				
九州運輸局	(M)	(M ₁)	(M ₂)	(M ₃)	(M ₄)																																																																				
	熊本	大分	宮崎	鹿児島	下関																																																																				
	(M ₅)	(M ₆)	(M ₇)	(M ₈)	(M ₉)																																																																				
(略)																																																																									